

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

早いもので今年も師走を迎えました。2018年は皆様にとってどのような1年だったでしょうか。1年間をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



年収いくらまでなら控除が可能？

配偶者控除と配偶者特別控除

年末を迎えるこの時期に、改めて配偶者控除と配偶者特別控除の改正内容や控除額について、確認をしておきましょう。

また、配偶者の合計所得金額だけでなく、配偶者控除と同様に、納税者本人の合計所得金額によっても、控除額が異なることとなりました。

対象となる配偶者とは

配偶者控除や配偶者特別控除における「配偶者」とは、原則としてその年の年末時点で以下の3つの条件すべてにあてはまる人をいいます。

対象となる「配偶者」の条件

- ・婚姻届が提出されている配偶者であること
(つまり、内縁関係者は対象外です)
- ・納税者と生計が一緒であること
(一緒に暮らしているかどうかは関係ありません)
- ・青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

ポイント

共通点：

納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると、段階に応じて控除額が遞減

配偶者控除：

納税者本人の合計所得金額が1,000万円(給与収入のみ=年収1,220万円)を超える場合は、適用不可

配偶者特別控除：

対象となる配偶者の合計所得金額の範囲が123万円以下(給与収入のみ=年収201.6万円未満)に拡大

そのためいずれの控除についても、

納税者本人の合計所得金額
配偶者の合計所得金額

がそれぞれいくなのかに注意を払い、これらの金額を基に控除額を導き出すことになります。いくらになるのかは、裏面の表でご確認ください。

所得税の配偶者控除等の改正

(1) 配偶者控除

今年(平成30年)から、適用できる納税者が限定されることとなりました。具体的には、配偶者特別控除と同様に、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合です。また控除額は一律ではなく、納税者本人の合計所得金額に応じて異なります。

(2) 配偶者特別控除

控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大されています。

住民税の配偶者控除等の改正

住民税においても、所得税と同様に見直しが行われています。こちらは平成30年分の所得から計算した、平成31年度分の住民税から反映されます。改正後の仕組みは所得税とほぼ同様ですが、控除額の最高は33万円(配偶者の年齢が70歳以上の場合は38万円)で、所得税とは最高額が異なります。

お 仕 事 備 忘 録

1. 年末調整の実施

そろそろ資料の回収が整い、添付もれのチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。平成30年は配偶者控除および配偶者特別控除が変更になったことに伴い、申告書が大きく変わりました。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。マイナンバーの記載がある場合には、申告者についてのみ本人確認(番号+身元確認)が必要です。

2. 新年度の源泉徴収事務の準備

給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また当年分の締めくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出(1月)に向け、早めに準備をしましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ届け出る必要があります。



< 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額（所得税） >

配偶者		納税者		
参考：給与のみの場合の年収	合計所得金額	参考：給与のみの場合の年収		
		1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,170万円超 1,120万円以下
		合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
103.0万円以下	38万円以下	38万円	26万円	13万円
	70歳以上	48万円	32万円	16万円
103.0万円超 150.0万円以下	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
150.0万円超 155.0万円以下	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
155.0万円超 160.0万円以下	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
160.0万円超 166.8万円未満	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
166.8万円以上 175.2万円未満	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
175.2万円以上 183.2万円未満	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
183.2万円以上 190.4万円未満	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
190.4万円以上 197.2万円未満	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
197.2万円以上 201.6万円未満	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
201.6万円以上	123万円超	-	-	-

配偶者控除

配偶者特別控除

左図のとおり、配偶者の収入が給与のみの場合、年収が103万円を超えると配偶者控除は適用できません。ただし、配偶者の年齢が70歳未満であれば、年収150万円までは配偶者控除と同額を配偶者特別控除として控除できます。つまり、最高額38万円の控除を受けることができる配偶者の年収が150万円に引き上げられたことになります。一方、納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合には、控除額が従来よりも減少するケースがあります。いずれにしろ、両者の合計所得金額を用いて、控除額を求めるとしましょう。

(出典: MyKomon)



()その年の12月31日現在における配偶者の年齢が70歳以上の場合をいいます。

こちらお悩み相談室

税理士による「書面添付」記載する内容教えて

Question

税務申告書には書かれていないことを税理士が書面に記載し、申告書に添付する制度があると聞きました。制度を使うと税務署にどのような内容が伝わるのでしょうか。

Answer

税理士が申告書に所定の書面を添付して提出する「書面添付」は、申告書の内容を補完するための制度です。書面添付で税務署に伝える内容は、申告書作成の基礎となった書類や納税者から提示を受けた書類の一覧、納税者から相談を受けたこと、前期と比べて大幅に増減した数字の説明などで、いずれも納税者に不利になる内容ではありません。

売上高や損金算入額の大幅な増減があると、税務署は“異常値”として申告書の内容に疑義を抱くことがあります。税理士は所

定の書面を使ってその理由を説明し、税務署に不要な疑問を抱かせないようにするのです。

税務署は書面添付を利用した会社の申告内容に疑問を持った場合、調査する前に、顧問税理士に意見を聞かなければならないとされています。そこで、疑問が解決すると、税務調査に移行しません。このように税務調査を省略できる可能性があることが、書面添付制度の最大のメリットと言えます。

書面添付制度を活用している会社は、金融機関からの融資の際に金利や手数料が優遇されることがあります。

(出典: 納税通信)

お仕事カレンダー

12月10日(月)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付(11月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出期限	
1月4日(金)	10月決算法人の申告・納税、4月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 1月・4月・7月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)	

1. 年末年始休業日 2018年12月29日(土)～2019年1月3日(木)まで
2. 年始営業開始日 2019年1月4日(金)午後より
お客様にはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

